

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム
平成18年度第2回常任委員会議事録

- 1 日時：平成18年8月24日（木）午後5時02分から午後9時03分まで
- 2 場所：東京都千代田区大手町1-6-1大手町ビル2階266区JPF事務局
(クローズド審議も、NGO、ゲスト及びオブザーバー退席のうえで同事務局)

3 出席者並びに定足数の確認

常任委員

NGOユニット：堀江良彰

NGOユニット：山本理夏（大西常任委員の代理）

外務省：上村司（第八号議案まで出席、退席後、町田秀明が代理）

日本経団連：斎藤仁

財団：石崎登（第5号議案から出席）

学識経験者：中村安秀

アドバイザー

大和証券グループ本社：金田晃一

日本経団連社会貢献担当者懇談会：日比野亨

理事

代表理事：長有紀枝

ゲスト

UNHCR：守屋由紀

オブザーバー

外務省：町田

AAR：坪井

ADRA：鈴木

BHN：福島

CARE：村松

ICA：窪川

IPAC：池上

JADE：田中、細井

JAR：石川、桜井

JEN：森、後藤

JRA：伊藤、岡

KnK：守谷、大竹

NICCO：折居

PWJ：中島、柴田

SCC：川上

SCJ：田澤

スマトラ評価報告書作成チーム：金

4 座長の選出

本会座長として、外務省鈴木光次氏を全会一致で選出した。

5 審議事項

(1) 第一号議案：平成18年度第4回評議会議事録の承認

事務局より、平成18年度第4回議事録(案)が上程された。審議の結果、同案をもって当該議事録とすることを全会一致で可決した。

(2) 第二号議案：平成18年度第5回評議会議事録の承認

事務局より、平成18年度第5回議事録(案)が上程された。審議の結果、同案をもって当該議事録とすることを全会一致で可決した。

(3) 第三号議案：平成18年度第6回評議会議事録の承認

事務局より、平成18年度第6回議事録(案)が上程された。審議の結果、Ⅲ. 議事2. の文中「復旧支援のメニューも前倒しで助成対象」の最後に「(民間資金)」を挿入し、当該議事録とすることを全会一致で可決した。

(4) 第四号議案：平成18年度第7回評議会議事録の承認

事務局より、平成18年度第7回議事録(案)が上程された。審議の結果、同案をもって当該議事録とすることを全会一致で可決した。

(5) 第五号議案：パキスタン地震被災者支援にかかる事業計画の承認

助成申請にかかるクローズド審議を行い、審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

① K n K：青少年への教育及び生活支援（民間資金）

承認。

② J A D E：パキスタン・ムザファラバード市とその周辺部における被災弱者に対する自立とエンパワーメント支援2（民間資金）

承認。

(6) 第六号議案：ジャワ島地震被災者支援にかかる事業計画の承認

助成申請にかかるクローズド審議を行い、審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

① C A R E：ジャワ島地震復興支援：保健衛生改善プロジェクト（民間資金）

事務局が人件費について整理することを条件に、承認。

② S C C：小学校教科書配布事業・子ども達への精神的ケア事業（民間資金）

承認。

(7) 第七号議案：イラク人道支援にかかる事業計画の承認

助成申請にかかるクローズド審議を行い、審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

P W J：イラク北部における医薬品緊急支援（政府支援金）

承認。ただし、政府支援金による拠出を行うことについて、財源提供者である外務省の承

認手続きを経ること。

(8) 第八号議案：レバノン人道支援にかかる基本方針の策定と初動調査の承認

J E N、N I C C O及びP W Jの連名により、政府支援金による事業実施に際しての安全確保にかかる提案が説明され、現地治安状況に回復基調が認められるので早急に事業を開始すべきである旨の要請がなされた。

上村常任委員より、政府支援金を使用した事業実施の条件として、以下の提示がなされた。

- ① 次の条件を前提に政府資金を使用したJ P Fの出動及び傘下N G Oによる初動調査ミッション派遣に同意する。J P F事務局は傘下N G Oの事業申請を順次受け付ける。
 - (ア) 個々の事業開始までに戦闘が再開され、事業予定地の安全が確保できなくなった場合、N G Oは事業開始を延期する。同様に事業開始後、戦闘が再開され安全が確保できなくなった場合には、N G Oは直ちに邦人職員を引き上げた上で、可能な範囲で「退避勧告」地域の外から遠隔操作方式によって事業を継続する。
 - (イ) (ア)の条件に資するため、J P F傘下のN G Oは事業現地に邦人職員が不在となっても事業が継続できるよう、案件管理体制を整備する。
- ② 外務省が「退避勧告」の渡航情報を発出している間にあつては、「安全5原則」を適用する。

審議の結果、上村常任委員より提示された条件をもってレバノン人道支援にかかるJ P Fの基本方針とすることを可決した。

また、助成申請にかかるクローズド審議を行い、審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

- ① N I C C O：レバノンにおける戦闘の被災者に対する支援活動の初動調査（政府支援金）
安全確保の対策を追加提出することを条件として、承認。ただし、政府支援金による拠出を行うことについて、財源提供者である外務省の承認手続きを経ること。
- ② P W J：レバノン支援初動調査事業（政府支援金）
安全確保の対策を追加提出することを条件として、承認。ただし、政府支援金による拠出を行うことについて、財源提供者である外務省の承認手続きを経ること。

(9) 第九号議案：東ティモール人道支援にかかる事業計画の承認

助成申請にかかるクローズド審議を行い、審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

P W J：東ティモール国内避難民支援事業（政府支援金）

承認。ただし、政府支援金による拠出を行うことについて、財源提供者である外務省の承認手続きを経ること。

(10) 第十号議案：スマトラ島沖地震被災者支援にかかる事業報告及び収支報告の承認

審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

- ① A D R A：伝染病予防教育及び緊急支援物資配布事業（政府支援金）
承認。
- ② A D R A：リトル・アンダマン緊急復興事業（政府支援金）
承認。

(11) 第十一号議案：パキスタン地震被災者支援にかかる事業報告及び収支報告の承認

審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

- ① N I C C O : パキスタン・キャンプ・ジャパンにおけるサービスデリバリー事業（政府支援金）承認。
- ② J R A : パキスタン地震被災者捜索事業（政府支援金）承認。
- (12) 第十二号議案：スーダン・ダルフル人道支援にかかる事業報告及び収支報告の承認審議の結果、全会一致で以下の通りとした。
A D R A : 西ダルフル北部における緊急給水施設建設および修繕事業（政府支援金）承認。
- (13) 第十三号議案：スーダン南部人道支援にかかる事業報告及び収支報告の承認審議の結果、全会一致で以下の通りとした。
- ① A A R : スーダン南部初動調査事業（政府支援金）承認。
- ② A D R A : スーダン南部初動調査事業（政府支援金）承認。
- ③ P W J : スーダン南部初動調査事業（政府支援金）承認。
- ④ J P F : スーダン南部初動調査事業（政府支援金）承認。
- (14) 第十四号議案：固定資産の保管及び継続使用の承認
- ① J E N : 「ハンバントタ県における緊急生活用品配布事業」【保管】（政府支援金）
審議の結果、本事業で取得したノートブック型パソコン(Dynabook CX 3216/LMSWBB)について、スリランカにおける J P F 助成事業終了後、J E N 東京事務所にて保管し、今後の緊急支援の際に活用することを全会一致で承認した。
- ② J E N : 「ハンバントタ県における緊急生活用品配布事業」【継続使用】（政府支援金）
審議の結果、本事業で取得したノート型パソコン(IBM TC A50 PIV/E54)について、スリランカにおける J P F 助成事業終了後、J E N がスリランカハンバントタ県において実施する事業において継続使用することを全会一致で承認した。
- (15) 第十五号議案：イラン南東部地震被災者支援にかかる民間寄付金の収支決算及び残余金を緊急支援準備金に繰り入れることの承認
審議の結果、本収支決算と当該残余金16,058,834円を緊急支援準備金に繰り入れることを全会一致で可決した。

内訳

収入の部：171,926,582円

事業特定寄付金(個人)：4,804,954円

事業特定寄付金(企業・団体)：167,121,628円

支出の部：155,867,748円

助成事業：134,190,270円

NGO支援活動事業：4,244,571円

運営費繰入：17,432,907円

収支差額：16,058,834円

6 協議・報告事項

- (1) 政府支援金及び民間資金の財務状況について
事務局より、政府支援金及び民間資金の財務状況にかかる報告がなされた。
- (2) 事業計画変更の報告
事務局より、事業計画変更の報告がなされた。
- (3) メール審議による承認内容の報告
事務局より、メール審議による承認内容の報告がなされた。
- (4) スーダン・ダルフル人道支援事業にかかるSCJ事業計画申請の取下げについて
SCJより、平成18年度第5回評議会において、セーブ・ザ・チルドレン・アライアンス内での本事業におけるSCJのオーナーシップ（企画立案、現地実施体制{予算執行権、人事権等}、SCJ本部職員の派遣）を事務局と最終調整したうえで、メール審議に付すこととした「西ダルフル州における緊急水と衛生事業」の事業計画について、事業執行体制の確立において現地責任者として適切な本部職員を派遣することが出来ないため、本申請を取下げの旨の報告がなされた。
- (5) スマトラ島沖地震被災者支援事業の評価報告書について
スマトラ評価報告書作成チーム金氏より、当該評価報告書の報告がなされた。協議の結果、今次評価報告書の内容を今後の助成事業に活かしていくことを念頭に、改めて時間を設けて議論を行うこととし、継続協議とした。
- (6) 助成審査委員会について
助成審査委員会の設置について、協議の結果、助成審査機能を充実させることは必須であることを確認し、その設置を可及的速やかに実現すべく、必要な準備を進めるよう事務局に指示した。
- (7) メディア報道について
事務局より、8月8日午後3時のNHKニュースと、同日シンガポール国際放送のNews Asiaにより、レバノン支援決定の報道がなされた旨の報告がなされた。
- (8) JPF活動報告と予定について
事務局より、JPF活動報告と予定の報告がなされた。
- (9) スーダン南部人道支援にかかる審査について
堀江常任委員より、平成18年度第5回評議会において審議がなされたスーダン南部緊急人道支援にかかる4事業計画について、外務省の承認手続きに時間を要したことについて、8月23日に当該NGOと外務省、事務局が意見交換を行った旨の報告がなされた。また、

書式第6号

審査の時間短縮と効率化のため、助成審査委員会設置とガイドライン策定を、優先度を附して早急に進めていくことを確認した。

(10) 次回常任委員会の開催日時・会場について

次回常任委員会は、9月26日午後5時からJPF事務局において開催することとした。

以上